創業したら小規模共済!!

創業者のためのセーフティネット

◆「**経営者の退職金制度**」
- 豊かな老後のための準備

◆「**万一の時の備え**」
- 共済金等の受給権(掛金)は差押禁止

◆国が定めた制度で「**安心・確実**」
- 法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度
- 国が全額出資する(独)中小機構が運営

◆掛金は、「**月額1,000円から**」
- 500円刻みで上限は月額7万円**(年間84万円)**
- いつでも、「増額」や「減額」ができます

◆とにかく「**大きな節税**」
- 掛金は、全額「**所得控除**」

※掛金全額所得控除による節税例 ………節税額 **109,500円!**
課税所得400万円 ……………………………税額 **785,300円**
掛金月額3万円(年間36万円) ……加入後税額 **675,800円**

- 受取る時(共済金)は、「**退職所得扱い**」(一括受取)
又は「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)

◆加入期間が長いほど有利…「**早めに加入**」
- 加入年数が勤続年数扱い

◆加入後は従業員数が増えても継続可(通算手続き時を除く)
…「**資格があるうちに**」

加入できる方は、常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主（共同経営者含む）及び会社等役員の方です。詳しくは制度のしおり等をご覧ください。

Be a Great Small.
中小機構

加入のお申込み先
- 商工会
- 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会
- 金融機関の本支店

FAX送付状

資料請求等

FAX番号：0267－46－1498

送 付 先：軽井沢町商工会 行き

事業所名	
代表者名	
所 在 地	〒
電　　話	（　　　）

※ご記入いただきました上記氏名、住所等につきましては、
小規模企業共済制度の加入勧奨以外の目的には使用いたしません。

小規模企業共済制度について

（いずれかに○印を付けてください。）

1. 加入したい
2. 増額したい
3. 制度の詳しい説明を受けたい
4. 制度の案内を送ってほしい

この方向に入れてください。